

## 2-2 社会的状況

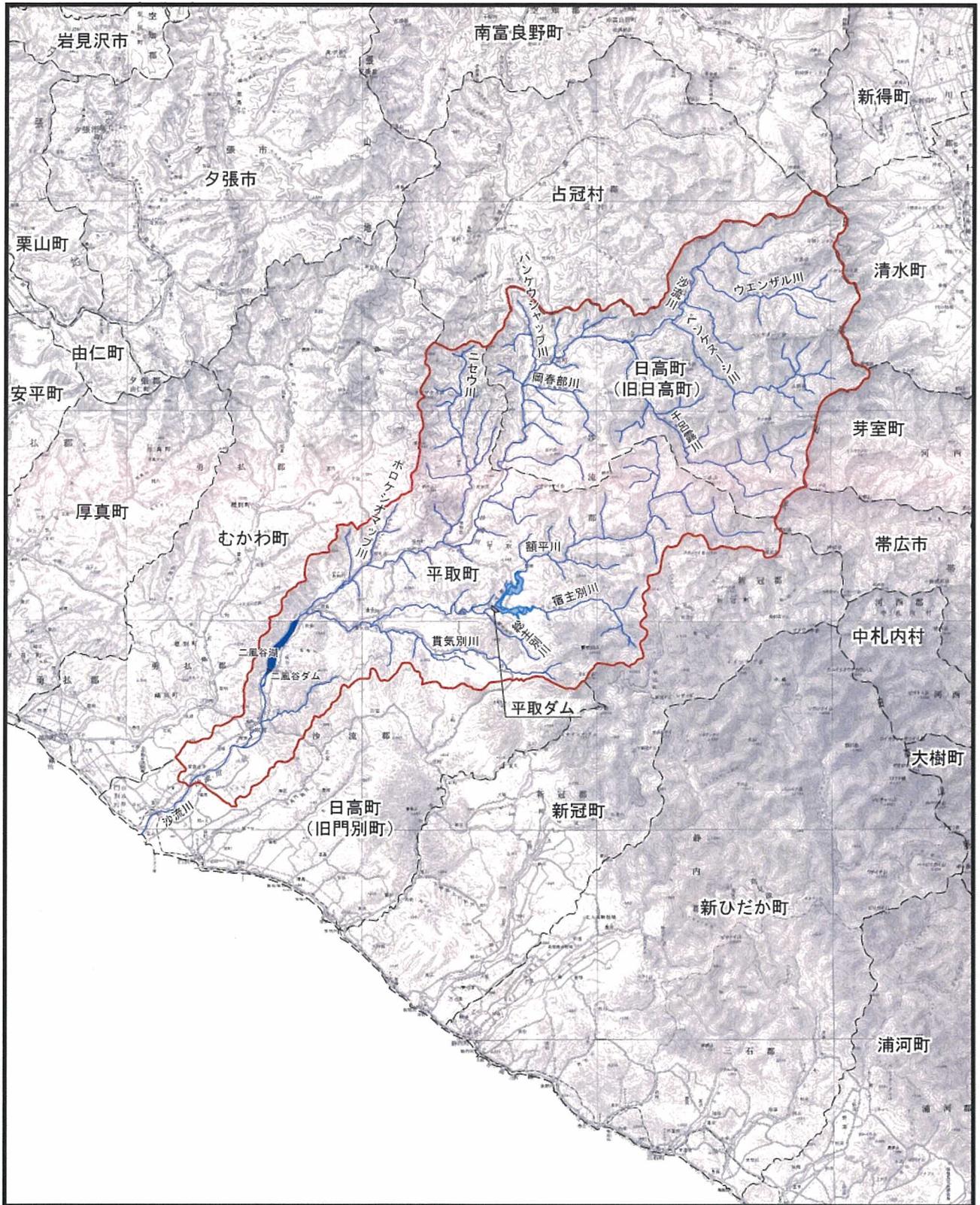
地域の社会的状況として、以下に示す7つの項目について既往文献により整理した。

- ・人口及び産業の状況
- ・土地利用の状況
- ・河川及び湖沼並びに地下水の利用の状況
- ・交通の状況
- ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況
- ・下水道の整備の状況
- ・環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容

調査の対象とした範囲(以下「社会的状況の調査範囲」という。)は、自然的状況の調査範囲を含む市町村とし、図 2-20 に示す平取町及び旧日高町とした。

(平成 18 年 3 月 1 日に、旧日高町と旧門別町が合併し、日高町となった。ここでは、旧日高町のみを調査対象とした。)

なお、社会的状況のとりまとめにあたっては、平成 18 年 3 月までに発行した資料とした。



凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界



Scale 1:500,000

0 5 10 20km

図 2-20

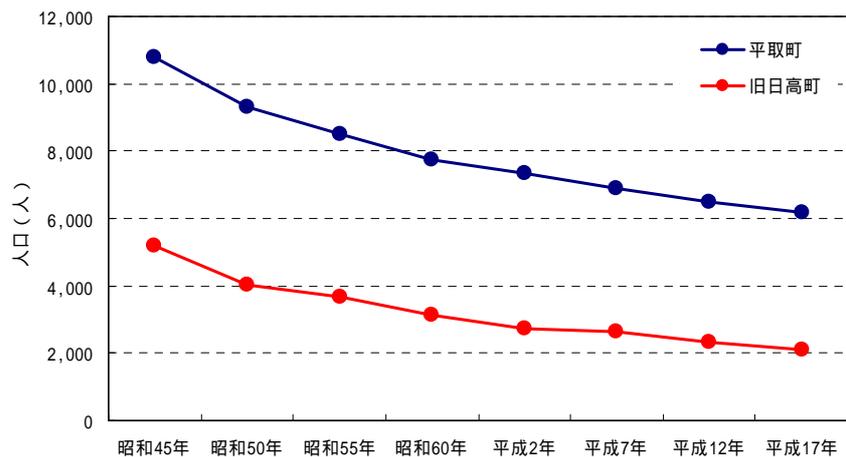
社会的状況の調査範囲

## 2-2-1 人口及び産業の状況

### (1) 人口

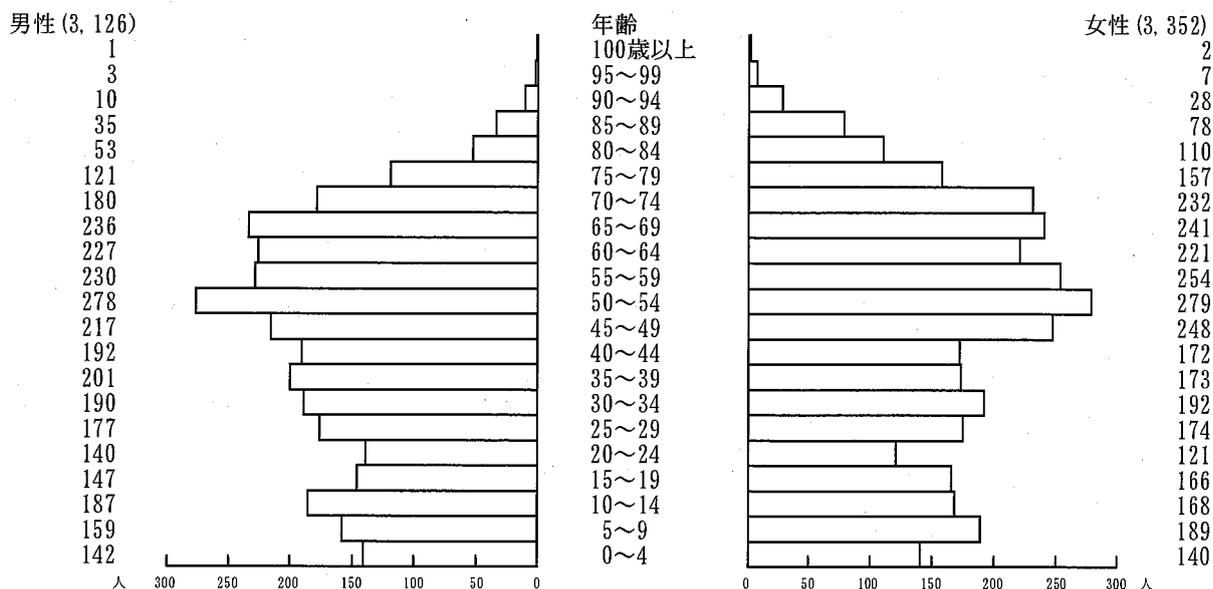
社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における人口の推移は、図 2-21 に示すとおりである。平取町及び旧日高町においては、人口が減少傾向にある。

また、平取町及び旧日高町における年齢階層別の人口は、図 2-22 に示すとおり、概ねつば型を示している。



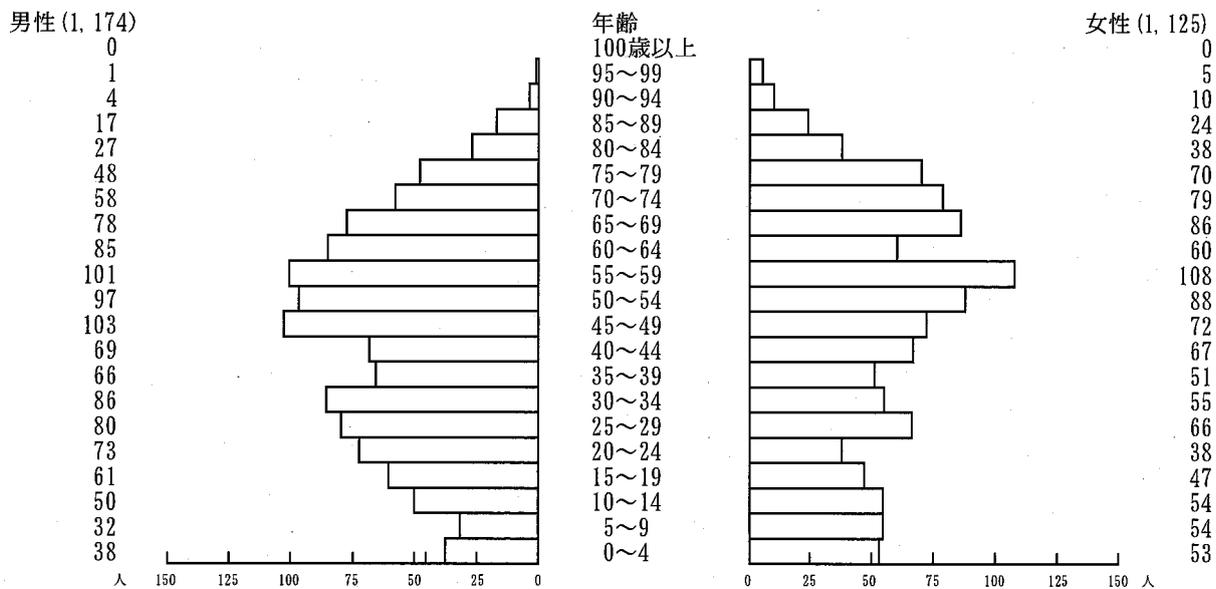
- 出典) 1. 「国勢調査 昭和45年～平成12年」(総務庁統計局)  
2. 「平成17年度国勢調査速報:北海道ホームページ: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/> )  
(平成18年3月15日公表)をもとに作成

図 2-21 人口の推移



出典) 「平成12年国勢調査 第1次基本集計結果: 総務省統計局ホームページ  
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/kihon1/01/index.htm> (平成16年10月18日閲覧) をもとに作成

図 2-22 (1) 平取町年齢階層別人口 (平成12年)



出典) 「平成12年国勢調査 第1次基本集計結果: 総務省統計局ホームページ  
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/kihon1/01/index.htm> (平成16年10月18日閲覧) をもとに作成

図 2-22 (2) 旧日高町年齢階層別人口 (平成12年)

(2) 産業

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における平成12年の産業別人口構成(15歳以上)は、表2-23に示すとおりである。

産業別就業者数の状況は、いずれも第3次産業の割合が最も高くなっている。

表2-23 産業別人口構成

市町村名		平取町		旧日高町	
産業(大分類)		従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
総数		3,432	100.0	1,251	100.0
産業 第1次	農業	1,036	30.2	89	7.1
	林業	51	1.5	37	3.0
	漁業	—	—	2	0.2
	小計	1,087	31.7	128	10.2
産業 第2次	鉱業	57	1.7	11	0.9
	建設業	506	14.7	180	14.4
	製造業	138	4.0	59	4.7
	小計	701	20.4	250	20.0
産業 第3次	電気・ガス	7	0.2	31	2.5
	熱供給・水道業	—	—	—	—
	運輸・通信	159	4.6	52	4.2
	卸売・小売業	385	11.2	213	17.0
	飲食店	—	—	—	—
	金融・保険業	34	1.0	8	0.6
	不動産業	2	0.1	—	—
	サービス業	881	25.7	387	30.9
	公務	176	5.1	182	14.5
	その他	—	—	—	—
小計	1,644	47.9	873	69.8	

出典)「北海道市町村勢要覧 平成17年版」(北海道統計協会 平成17年10月)をもとに作成

## 2-2-2 土地利用の状況

### (1) 土地利用状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における地目別土地利用面積の割合は、表 2-24 に示すとおりである。平取町及び旧日高町は、山林の割合が最も高く総面積の約 82%~96%を占めている。

表 2-24 土地利用状況

土地区分		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
市町村	面積 (km <sup>2</sup> )	20.27	21.80	2.86	0.10	609.95	7.22	29.20	5.13	46.64	743.17
	割合 (%)	2.7	2.9	0.4	0.0	82.1	1.0	3.9	0.7	6.3	100.0
平取町	面積 (km <sup>2</sup> )	3.43	3.08	1.19	0.08	541.01	2.27	2.02	2.92	7.95	563.95
	割合 (%)	0.6	0.5	0.2	0.0	95.9	0.4	0.4	0.5	1.4	100.0
旧日高町	面積 (km <sup>2</sup> )										
	割合 (%)										

注) 1. 「池沼」は、灌漑用水でない水の貯留地をいう。

2. 「雑種地」は、野球場、テニスコート、ゴルフ場、鉄軌道用地、遊園地等をいう。

3. 「その他」は、塩田、墓地、境内地、運河用地、用悪水路、水道用地、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園等をいう。

出典)「北海道市町村勢要覧 平成 17 年版」(北海道統計協会 平成 17 年 10 月)をもとに作成

### (2) 土地利用計画

#### 1) 都市計画法に基づく用途地域

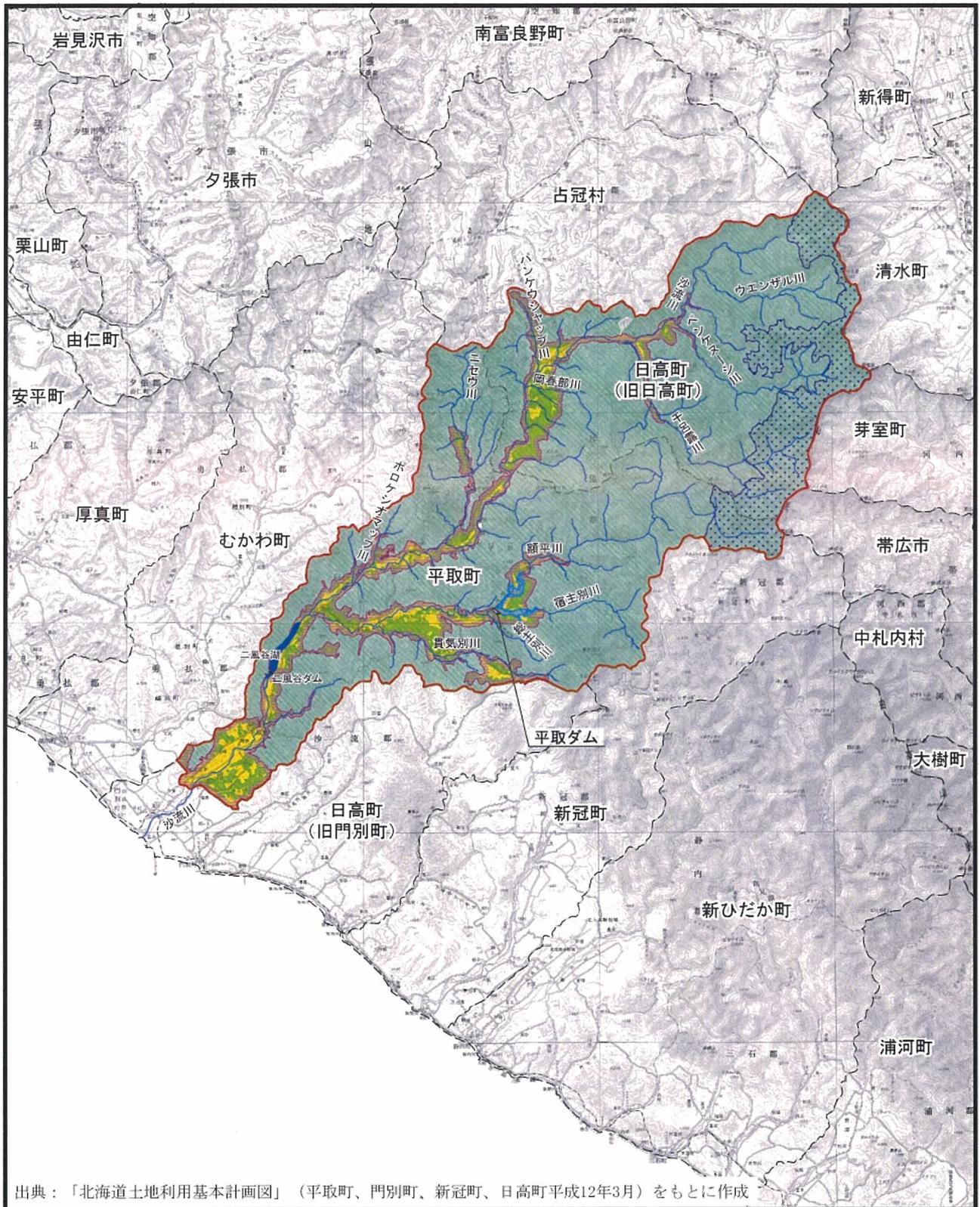
社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町においては、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域の指定が指定されている区域はない。

#### 2) 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画

社会的状況の調査範囲における国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)に基づく土地利用基本計画は、図 2-23 に示すとおりである。

平取町中央部及び旧日高町北西部が都市地域に、沙流川及び額平川沿いの谷沿いの広い面積が農業地域に、平取町及び旧日高町のほぼ全域が森林地域に指定されている。

また、平取町及び旧日高町の東部にある山地は自然公園地域に指定されている。



凡 例

- |   |            |   |        |
|---|------------|---|--------|
|  | ダム堤体       |  | 都市地域   |
|  | 貯水予定区域     |  | 農業地域   |
|  | 社会的状況の調査範囲 |  | 森林地域   |
|  | 市町村界       |  | 自然公園地域 |



Scale 1:500,000

0 5 10 20km

図 2-23  
国土利用計画法に基づく  
土地利用基本計画

## 2-2-3 河川及び湖沼並びに地下水の利用の状況

### (1) 河川及び湖沼の利用の状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における河川の利水の状況は、表 2-25 に示すとおりである。

農業用水の許可水利権は合計 139 件で、最大取水量の合計は 10.2745m<sup>3</sup>/秒、上水道用水の許可水利権は 1 件のみで、最大取水量 0.0094m<sup>3</sup>/秒、工業用水の許可水利権は合計 2 件で、最大取水量の合計 0.0566m<sup>3</sup>/秒、発電用水の許可水利権は合計 5 件で、最大取水量の合計 100.6000m<sup>3</sup>/秒である。また、沙流川水系では沙流川本流の千栄第 5 頭首工～岩知志ダム、千呂露川及び岡春別川にヤマベ、ニジマスを対象とした内水面区画漁業権が設定されている。

表 2-25 沙流川水系の利水の状況

河川名	項目	農業用水	上水道用水	工業用水	発電用水	その他
沙流川	件数	19	—	2	4	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	6.1235	—	0.0566	94.5000	—
ウエンザル川	件数	—	—	—	1	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	—	—	—	6.1000	—
シラウ川	件数	13	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.1840	—	—	—	—
アベツ川	件数	11	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.2354	—	—	—	—
シケレベ川	件数	2	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.0131	—	—	—	—
額平川	件数	11	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	2.0852	—	—	—	—
貫気別川	件数	21	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.9147	—	—	—	—
セタナイ川	件数	2	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.0247	—	—	—	—
ニタツナイ川	件数	2	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.0462	—	—	—	—
アブシ川	件数	1	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.0115	—	—	—	—
ポロケシオマップ川	件数	2	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.2015	—	—	—	—
池売川	件数	1	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.0462	—	—	—	—
仁世宇川	件数	7	1	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.1251	0.0094	—	—	—
千呂露川	件数	1	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.1859	—	—	—	—
パンケヌシ川	件数	1	—	—	—	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.0775	—	—	—	—
合計	件数	139	1	2	5	—
	最大取水量 (m <sup>3</sup> /秒)	10.2745	0.0094	0.0566	100.6000	—

出典)「北海道管内水利権に関する北海道建設部作成資料」(北海道土木部 平成 16 年 8 月)をもとに作成

### (2) 地下水の利用の状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における地下水の利用の状況は把握されていない。

## 2-2-4 交通の状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における交通の状況は、図 2-24 に示すとおりである。

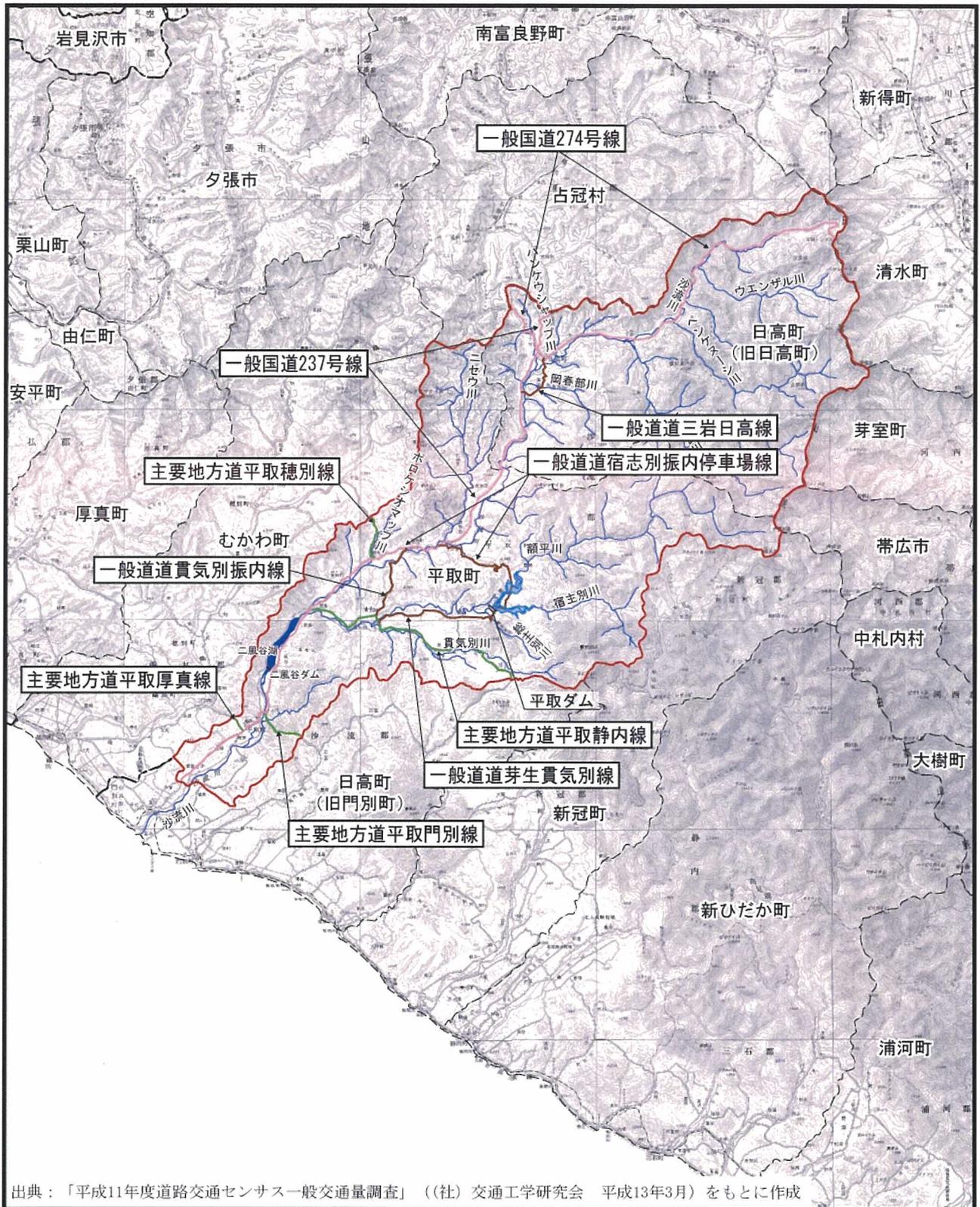
主要な道路としては、一般国道では 237 号及び 274 号が通っている。また、一般道道芽生貫気別線が、対象事業実施区域と平取町街地とを結ぶ道路となっている。

平成 11 年度の交通量は、一般国道 274 号(沙流郡日高町字千栄)で平日 6,393 台/12 時間と最も多くなっている他、一般道道芽生貫気別線における対象事業実施区域の最寄り地点(沙流郡平取町芽生)では、平日 195 台/12 時間、休日 155 台/12 時間となっている。

表 2-26 交通量観測結果

路線名		観測地点	12 時間交通量 (台)	
			平日	休日
一般国道	一般国道 237 号	日高町字日高	1,350	2,923
		日高町字日高 360-1	2,757	3,836
		平取町字振内町 26-1	4,476	5,357
		平取町字長知内 23-3	3,527	4,940
		平取町字二風谷 18-3	5,636	7,199
		平取町字本町 71-3	7,515	8,203
		平取町字去場 81-3	4,410	5,257
	一般国道 274 号	日高町字日高 593	4,463	10,962
		日高町字日高 126	6,393	11,379
		—	5,240	6,489
	日高町字千栄 372	6,393	11,379	
主要地方道	平取厚真線	—	2,552	3,739
	平取静内線	平取町字貫気別 134	1,535	1,079
	平取門別線	平取町字川向 615	332	611
	平取穂別線	—	388	492
一般道道	宿志別振内停車場線	平取町字岩知志 20	197	141
	貫気別振内線	平取町字振内 87	340	314
	芽生貫気別線	平取町字芽生 39	195	155
	三岩日高線	平取町字富岡 341	231	201

出典) 「平成 11 年度全国道路交通センサス一般交通量調査」( (社) 交通工学研究会 平成 13 年 3 月) をもとに作成



凡 例

- |  |            |  |       |
|--|------------|--|-------|
|  | ダム堤体       |  | 一般国道  |
|  | 貯水予定区域     |  | 主要地方道 |
|  | 社会的状況の調査範囲 |  | 一般道道  |
|  | 市町村界       |  |       |



Scale 1:500,000

0 5 10 20km

図 2-24

交通の状況（主要な道路）

2-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況  
及び住宅の配置の概況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 2-27 及び図 2-25 に示すとおりである。このうち、対象事業実施区域及びその周辺には、平取町立豊糠中学校が存在するが、それ以外の施設は分布していない。なお、施設の名称は平成 19 年 2 月時点のものである。

また、社会的状況の調査範囲にある平取町及び日高町における住宅(集落)の分布は、図 2-26 に示すとおりである。

表 2-27 環境の保全についての配慮が特に必要な施設(学校、文化施設等)

市町村	区 分	No.	施 設 の 名 称
平取町	小学校	1	町立紫雲古津小学校
		2	町立平取小学校
		3	町立二風谷小学校
		4	町立荷負小学校
		5	町立貫気別小学校
		6	町立振内小学校
	中学校	7	町立豊糠中学校
		8	町立平取中学校
		9	町立貫気別中学校
		10	町立振内中学校
	高等学校	11	道立平取高等学校
	盲・ろう・養護学校	12	道立平取養護学校
	博物館	13	萱野茂二風谷アイヌ資料館
		14	二風谷アイヌ文化博物館
		15	沙流川歴史館
	図書館	16	町立図書館
	保育所	17	振内保育所
		18	紫雲古津へき地保育所
		19	二風谷保育所
		20	パチラー保育園
		21	弥生保育所
旧日高町	小学校	22	町立日高小学校
	中学校	23	町立日高中学校
	高等学校	24	町立日高高等学校
	博物館	25	日高山脈館
	図書館	26	町立図書館郷土資料館
	保育所	27	日高保育所

注) 1. 施設の名称は平成 19 年 2 月時点のものである。

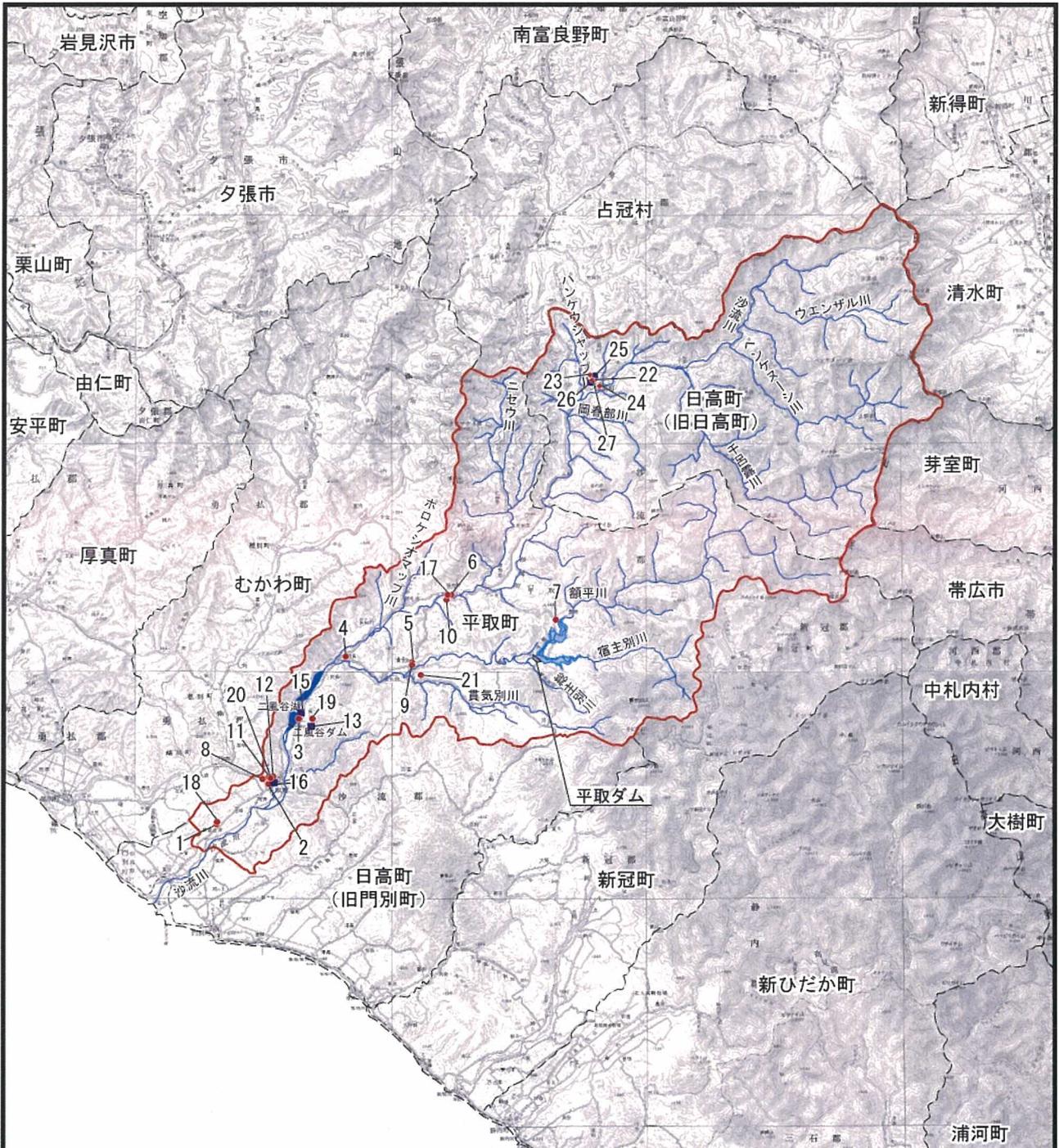
2. 表中の No. は図 2-25 の番号と対応している。

出典) 1. 「公立学校等一覧 北海道教育委員会日高教育局ホームページ: <http://www.dokyoj. pref. hokkaido. lg. jp/hk/hdk/index> (平成 19 年 2 月 21 日閲覧)

2. 「社会福祉法人名簿 北海道日高保健福祉事務所保険福祉部社会福祉課ホームページ: [http://www.hidaka. pref. hokkaido. jp/hd-sfksi/meibo/mb\\_houjin.html](http://www.hidaka. pref. hokkaido. jp/hd-sfksi/meibo/mb_houjin.html) (平成 19 年 2 月 21 日閲覧)

3. 「観光文化施設 平取町ホームページ: <http://www2. town. biratori. hokkaido. jp/biratori/cgi-bin/index.cgi> 及び日高町ホームページ: <http://www. town. hidaka. hokkaido. jp/index.htm> (平成 19 年 2 月 21 日閲覧)

をもとに作成。



出典：1. 「公立学校等一覧 北海道教育委員会日高教育局ホームページ：http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/index」（平成19年2月21日閲覧）  
 2. 「社会福祉法人名簿 北海道日高保健福祉事務所保険福祉部社会福祉課ホームページ：http://www.hidaka.pref.hokkaido.jp/hd-sfksi/meibo/mb\_houjin.html」（平成19年2月21日閲覧）  
 3. 「観光文化施設 平取町ホームページ：http://www2.town.biratori.hokkaido.jp/biratori/cgi-bin/index.cgi及び日高町ホームページ：http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/index.htm」（平成19年2月21日閲覧）  
 をもとに作成

凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界
-  学校等
-  文化施設

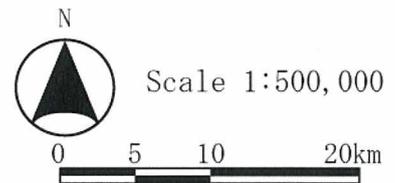
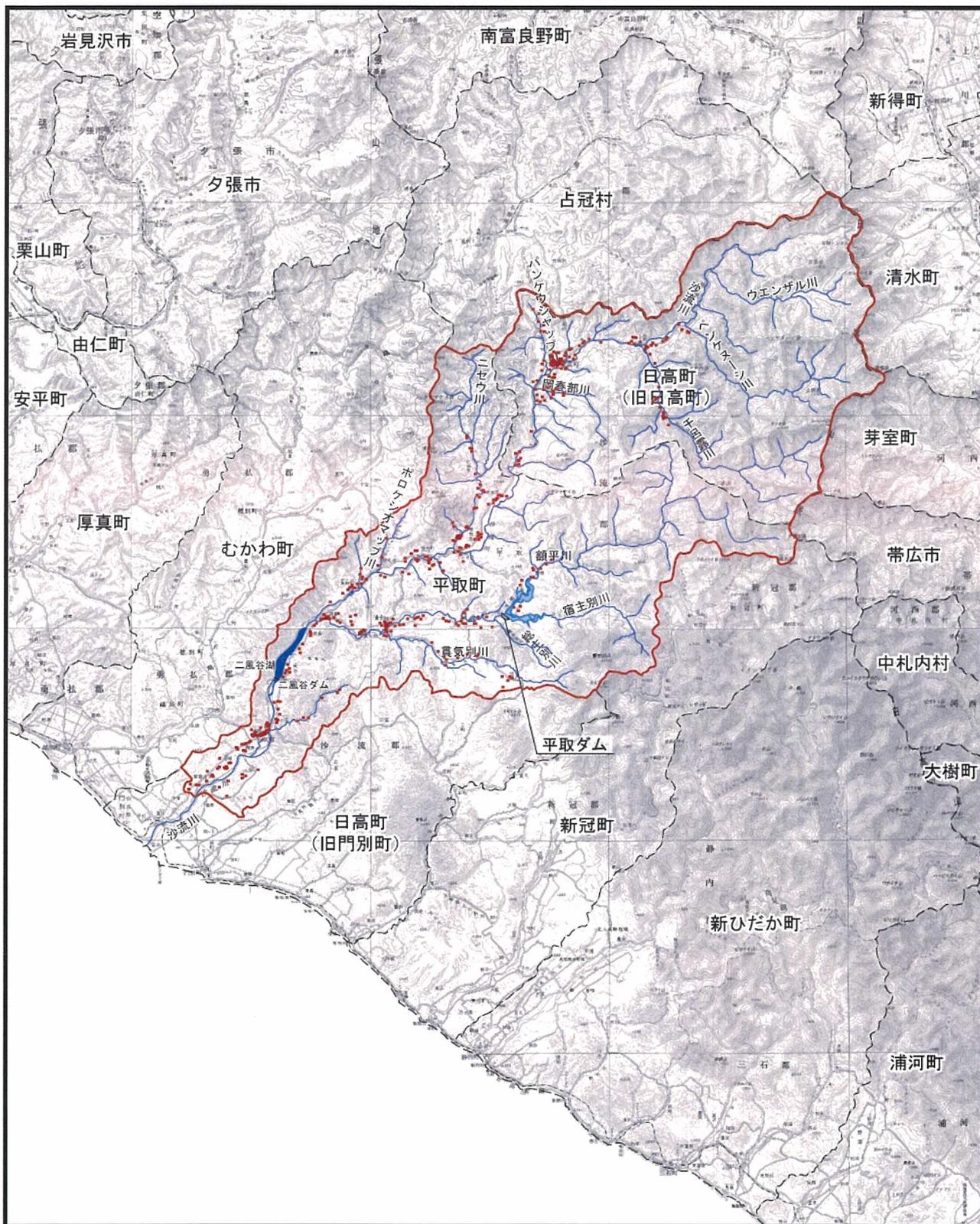


図 2-25  
 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等及び文化施設）の配置の状況

注）図中の番号は表 2-27 の No. と対応する。



凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界
-  住宅地

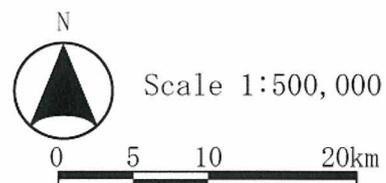


図 2-26  
住宅（集落）の分布状況

## 2-2-6 下水道の整備の状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における下水道の整備の状況及び農業集落排水事業の概要は、表 2-28 及び図 2-27 に示すとおりである。

下水道の計画人口は旧日高町が 2,200 人で、処理区域面積は旧日高町が 135ha となっている。また、社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町には、農業集落排水事業は実施されていない。

表 2-28 下水道の整備の状況

市町村名	種別	計画(事業認可)		現況(平成 13 年度末)		
		計画人口 (人)	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	処理区域面積 (ha)	普及率 (%)
平取町	—	—	—	—	—	—
旧日高町	特環	2,200	135	1,704	135	81.3
合計	—	2,200	135	1,704	135	81.3

- 注) 1. 普及率=処理区域人口/行政区人口  
 2. 行政区人口は年度末の住民基本台帳人口。  
 3. 種別の公共は公共下水道、特環は特定環境保全公共下水道。  
 4. —:該当なし。

出典)「下水道統計 平成 15 年度版」(財団法人 日本下水道協会 平成 16 年)をもとに作成。

また、社会的状況の調査範囲におけるし尿処理の状況は、表 2-29～30 に示すとおりであり、平成 16 年度の水洗化人口の合計は 4,955 人、非水洗化人口の合計は 3,401 人となっている。

表 2-29 し尿処理人口の内訳

単位:人

市町村名	水洗化率 (%)	水洗化人口						非水洗化人口		
		公共 下水道	コミュニ ティプラ ント	浄化槽人口			計画 収集 人口	自家 処理 人口		
				合併処 理浄化 槽人口	単独 浄化槽 人口					
平取町	53.5	3,331	0	0	3,331	801	2,530	2,900	2,900	0
旧日高町	76.4	1,624	1,552	0	72	58	14	501	501	0
合計	59.3	4,955	1,552	0	3,403	859	2,544	3,401	3,401	0

- 注) 1. 浄化槽は農業集落排水及び漁業集落排水等を含む。  
 2. 合併処理浄化槽は農業集落排水及び漁業集落排水を含む。

出典)「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 16 年度データ 環境省廃棄物・リサイクル対策部ホームページ：  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/H16.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/H16.html)」(平成 19 年 2 月 21 日閲覧)をもとに作成。

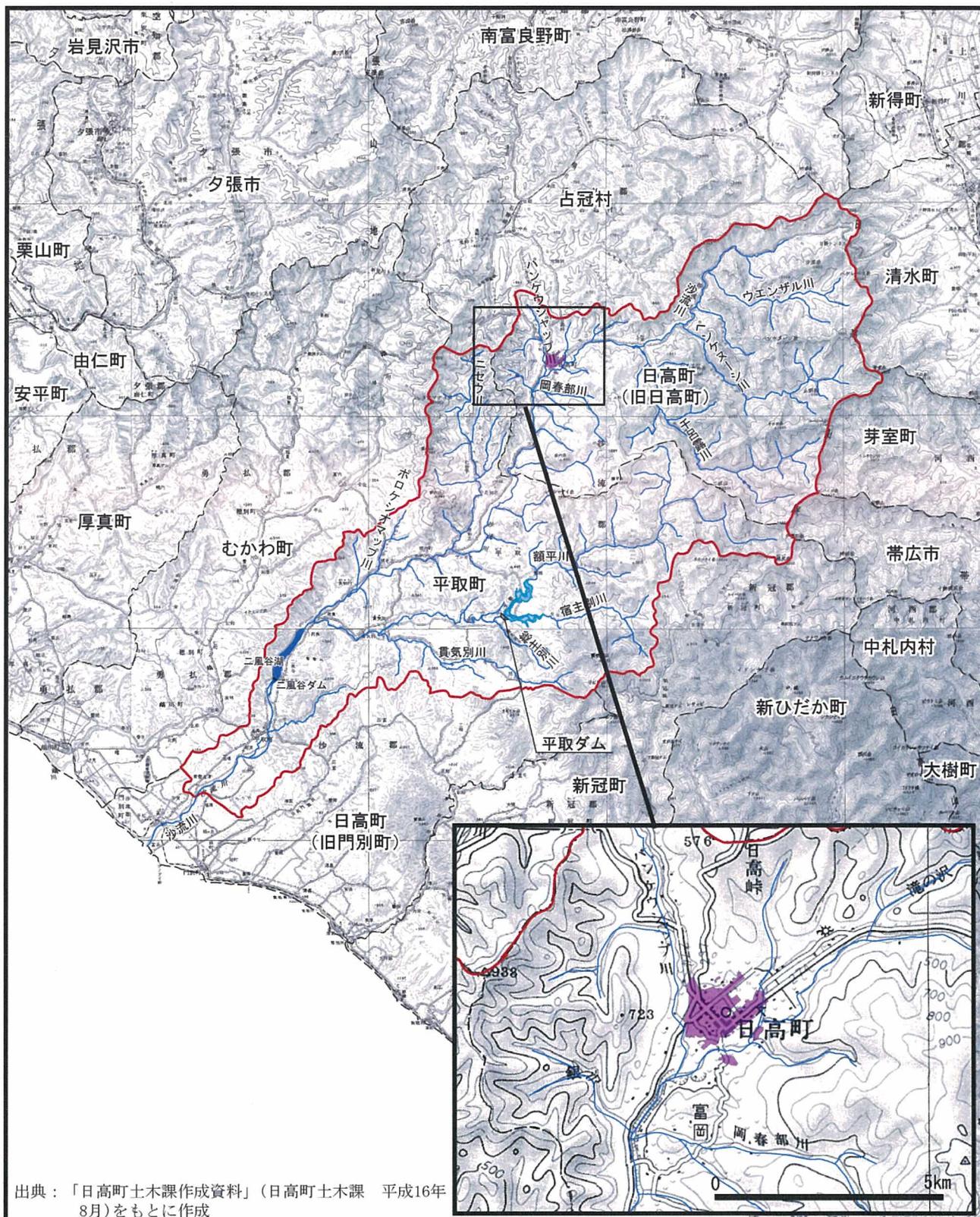
表 2-30 し尿処理の内訳

単位:kL

市町村名	し尿処理施設	下水道投入	海洋投入	合計
平取町	4,352	0	0	4,352
旧日高町	483	0	0	483
合計	4,835	0	0	4,835

注)し尿には浄化槽汚泥を含む。

出典)「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 16 年度データ 環境省廃棄物・リサイクル対策部ホームページ：  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/H16.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/H16.html)」(平成 19 年 2 月 21 日閲覧)をもとに作成。



凡例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界
-  特定環境保全公共下水道整備区域



Scale 1:500,000



図 2-27

下水道等の整備状況

2-2-7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

環境関係法令等による規制等の状況は、表 2-31 に示すとおりである。

表 2-31 環境関係法令等による規制等の状況一覧 (1/2)

法 律 等		指定状況及び規制基準の内容	
		対象事業実施区域及びその周辺の区域	社会的状況の調査範囲
環境基本法に基づく 環境基準	大 気 汚 染	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの環境基準	
	騒 音		
	水 質 汚 濁	額平川が A 類型に指定されている。	(沙流川流域) 沙流川の千呂露川合流点から上流(千呂露川を含む)が AA 類型に、千呂露川合流点から額平川合流点まで(額平川を含む)が A 類型に、額平川合流点から下流が B 類型に指定されている。
	地 下 水 の 水 質 汚 濁	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素等の環境基準	
	土 壌 の 汚 染	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素等の環境基準	
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準	
大気汚染に係る規制	大気汚染防止法	硫黄酸化物の排出規制において、K 値は 17.5 とされている。 ばいじん及び有害物質に係る全国一律の排出基準 第 5 条第 2 項の規制に基づく指定ばい煙の総量規制指定地域に指定されていない。 第 15 条第 1 項の規制に基づく硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の燃料使用基準に係る指定地域に指定されていない。	
	北海道公害防止条例	ばい煙、粉じんに係る特定施設及び規制基準	
騒音に係る規制	騒音規制法	特定工場等において発生する騒音の規制基準による区域の指定はない。	
	北海道公害防止条例	騒音が発生する工場において発生する騒音に係る特定施設及び規制基準	
振動に係る規制	振動規制法	特定工場等において発生する振動の規制基準による区域の指定はない。	
	北海道公害防止条例	振動が発生する工場において発生する騒音に係る特定施設及び規制基準	
水質汚濁に係る規制	水質汚濁防止法	「有害物質による汚染」及び「その他の汚染」についての排水基準	
	水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等	水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の上乗せ基準が設定されている。	
ダイオキシン類に係る規制	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準、水質基準対象施設及び水質排出基準が定められている。	
土壌汚染に係る規制	土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染区域に指定されている区域はない。	

注) 黄色の網掛けは、社会的状況の調査範囲において該当する法律等を示す。

表 2-31 環境関係法令等による規制等の状況一覧 (2/2)

法 律 等	指定状況及び規制基準の内容	
	対象事業実施区域及びその周辺の区域	社会的状況の調査範囲
北海道環境基本条例	北海道における環境の保全に関する基本的施策	
各市町村の環境保全に関する条例	な し	
自然公園法	な し	国定公園として、日高山脈襟裳国定公園が指定されている。
北海道自然公園条例	な し	
自然環境保全法	な し	
北海道自然環境等保全条例	な し	記念保護樹木として義経神社の栗が指定されている。
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	な し	
都市緑地保全法	な し	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の指定はない。	
北海道希少野生動植物の保護に関する条例	生息地等保護区の指定はない。	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	な し	平取町及び旧日高町の一部が鳥獣保護区に、そのうち旧日高町の一部が特別鳥獣保護区に指定されている。
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	な し	
文化財保護法	な し	国天然記念物に沙流川源流原始林（沙流川源流）が指定されている。
北海道文化財保護条例	な し	
市町村文化財保護条例	平取町の天然記念物として、芽生すずらん群生地（平取町芽生）が指定されている。	
都市計画法	な し	
森林法	土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林が指定されている。	水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、干害防備保安林及び保健保安林が指定されている。
砂防法	な し	平取町で2ヶ所、旧日高町で4ヶ所が指定されている。
鉱業法	な し	
温泉法	な し	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	な し	平取町で2ヶ所が指定されている。
地すべり等防止法	周辺に地すべり防止区域の指定がされている。	平取町で58ヶ所、旧日高町で25ヶ所が指定されている。

注) 黄色の網掛けは、社会的状況の調査範囲において該当する法律等を示す。

## 【環境関係法令等による規制等の内容】

### (1) 環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況

#### 1) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)は、表2-32～33に示すとおりである。

社会的状況の調査範囲にある平取町及び日高町における公共用水域の類型指定状況は、図2-28に示すとおりであり、沙流川の千呂露川合流点から上流(千呂露川を含む)がAA類型に、千呂露川合流点から額平川合流点まで(額平川を含む)がA類型に、額平川合流点から下流がB類型に指定されている。

表 2-32 人の健康の保護に関する環境基準

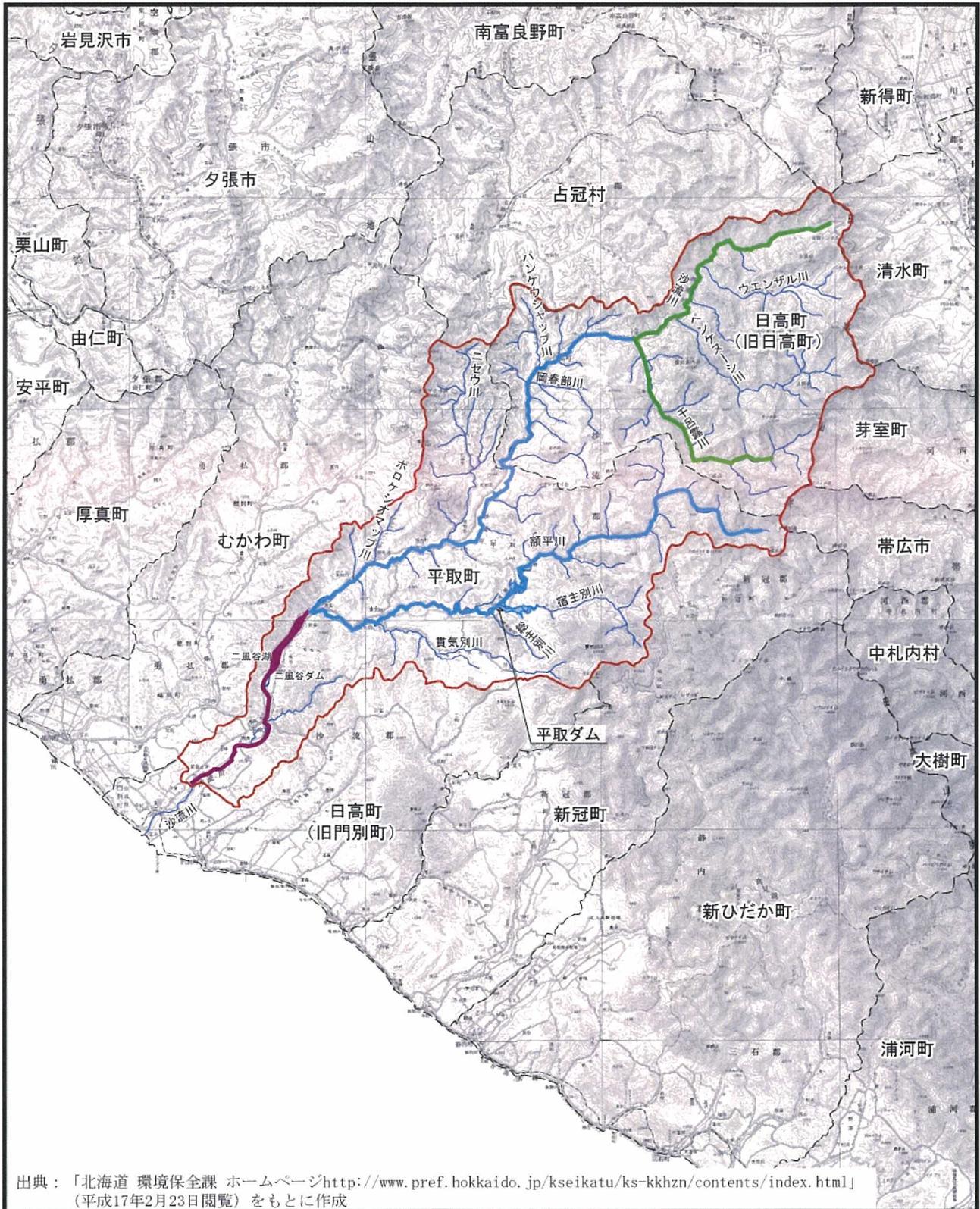
項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0120 (以下「規格」という。) 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0120 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。



出典：「北海道 環境保全課 ホームページ <http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-kkhzn/contents/index.html> (平成17年2月23日閲覧) をもとに作成

凡 例

- |   |            |   |      |
|---|------------|---|------|
|  | ダム堤体       |  | AA類型 |
|  | 貯水予定区域     |  | A類型  |
|  | 社会的状況の調査範囲 |  | B類型  |
|  | 市町村界       |   |      |



Scale 1:500,000

0 5 10 20km

図 2-28  
生活環境の保全に関する環境基準の  
水域類型の指定状況

表 2-33 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

ア 河川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級水産 1 級水 浴及びB以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級水産 2 級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級工業用 水 1 級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級農 業 用 水及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)  
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする (湖沼もこれに準ずる。)  
 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう (湖沼海域もこれに準ずる。)  
 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう (湖沼、海域もこれに準ずる。)  
 試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階 (試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。) を 5 本ずつ BGLB 酵素管に移殖し、35~37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100 mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、■中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ 河川 (湖沼を除く)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

備考) 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)

表 2-33 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

湖沼 (天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)  
ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
		8.5 以下				
A	水道 2 級、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
		8.5 以下				
B	水産 3 級 工業用水 1 級、 農業用水 及び C の欄 に掲げるもの	6.5 以上	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
		8.5 以下				
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	-
		8.5 以下				

備考) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級、3 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級: ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級: コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4. 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全: 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 級 (特殊なもの) 及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産 1 種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種: ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種: コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全: 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)は、表2-34に示すとおりである。

表 2-34 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0120の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0120の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 水質汚濁に係る規制

1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)は、表2-35に示すとおりである。

表2-35(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による汚染)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L

備考) 1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第二条第一項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

表 2-35 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (その他の汚染)

有害物質の種類	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	5 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

- 備考) 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業 (硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000 mg/L を超えるものを含む。以下同じ。) として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定(平成12年12月20日条例第125号)に基づく排水基準を定める条例に基づく排水基準を定める条例の上乗せ基準が設定されている。条例に基づく水域の上乗せ排水基準は、表2-36に示すとおりである。

表2-36(1) 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等に基づく排水基準(追加された有害物質の排出基準値)

ほう素及びその化合物	海域以外	ほう素 10mg/L
	海域	ほう素 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外	ふっ素 8mg/L
	海域	ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	

表2-36(2) 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等に基づく排水基準(追加された有害物質に係る特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件)

ほう素及びその化合物	ほう素 0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.2mg/L
アンモニア又はアンモニウム化合物	アンモニア性窒素 0.7mg/L
亜硝酸化合物	亜硝酸性窒素 0.2mg/L
硝酸化合物	硝酸性窒素 0.2mg/L

表2-36(3) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく排出基準

適用区域	業種又は施設	許容限度(単位 1リットルにつきミリグラム)		
		生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質
沙流川水域	肉製品製造業	80(日間平均60)		70(日間平均50)
	乳製品製造業(1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のものに限る。)	80(日間平均60)		70(日間平均50)
	と畜業	昭和51年6月23日まで 160(日間平均120)		70(日間平均50)
	尿尿浄化槽(処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(日間平均30)		90(日間平均70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	日間平均20		日間平均70

備考) 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

(3) 条例等に基づく環境保全計画等の内容

1) 北海道環境基本条例(平成8年北海道条例第37号)

北海道環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されている。

環境基本条例第6条においては、事業者の責務として「1.事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。2.環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。3.環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。4.その事業活動に関し、環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。」とされている。

また、第9条においては、施策等の策定に係る以下の4つの指針を掲げている。

1. 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
2. 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
3. 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
4. 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

(a) 北海道環境基本計画

北海道環境基本計画は、環境基本条例第10条に基づき、平成10年に策定されている。

同計画は、長期的視点に立って地球環境、自然環境、環境汚染及び快適環境の各分野にわたる目標やそれを実現するための施策の具体的な方向性などを明らかにするものであり、環境に関する各種の計画や指針、要綱、施策などの基本となることを目的としたものであり、環境行政の展開として、以下の基本目標と基本指針を掲げている。

1. 基本計画の長期目標

よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を構築するための道すじを示す「長期目標」を次のとおりとします。

- ① 地球環境の保全に地域から取り組む循環型社会の実現
- ② 人と自然が共生する社会の実現
- ③ 道民が健康で安全に生活できる社会の実現
- ④ 快適な環境が形成され心の豊かさが感じられる社会の実現

2. 施策の視点

道が環境に関して講じていく施策の主な視点を次のとおりとします。

- 1 経済的手法を含む多様な施策を組合わせて推進することによる環境への負荷の低減
- 2 多様な環境の保全と創造の推進
- 3 社会のすべての主体の参加による取組の推進

3. 重点施策

この計画に掲げる施策の方向のうち、4つの長期目標を達成するために特に重要な事項として抽出・整理した「重点施策」は次のとおりです。

- 1 二酸化炭素排出抑制対策など地球温暖化防止対策の総合的な推進  
〔地球環境の保全に貢献するための総合的な温暖化防止計画の策定、推進など〕
- 2 廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理の総合的な推進  
〔徹底した廃棄物の減量化・リサイクルをすすめるための計画の策定、推進など〕
- 3 すぐれた自然環境を有する地域の保全対策の推進  
〔本道の自然を象徴する湿原等の多様な自然環境の保全対策の推進など〕
- 4 野生動物の保護管理対策の総合的な推進  
〔人とエゾシカの共生を目指すためのエゾシカ総合対策の推進など〕
- 5 水道水源の保全対策の総合的な推進  
〔安全でおいしい水を確保するための方針の策定、推進など〕
- 6 みどりとふれあいづくりの推進  
〔自然が息づく豊かな環境を形成するためのみどりのネットワークづくりの推進など〕
- 7 環境学習の推進  
〔道民一人ひとりが環境に対する理解を深めるための環境学習の総合的、体系的な推進など〕
- 8 環境に関する情報提供の充実  
〔道民の自発的な環境保全活動を促進するための情報提供システムの整備など〕

(4) 自然公園法等に基づく地域地区の指定状況

社会的状況の調査範囲には自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき国が指定する国立公園、国定公園は、表2-37及び図2-29に示すとおりであり、平取町及び旧日高町東部に日高山脈襟裳国定公園が指定されている。

なお、社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における北海道自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)に基づき道が指定する道立公園はない。

表2-37 国定公園の指定状況

区分	名称	面積 (ha)		指定年月日	
		区分	平取町		旧日高町
国定公園	日高山脈 襟裳国定公園	特別地域 (特別保護地区及び 第1~3種特別地域)	2,433	11,638	昭和56年10月1日
		普通地域	0	0	
		合計	14,071		

- 注) 1. 第1種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)  
 2. 第2種特別地域(第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。)  
 3. 第3種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)  
 4. 普通地域(特別地域に含まれない地域をいう。)

出典) 1. 「平成17年版 北海道環境白書」(北海道環境生活部環境室環境政策課 平成18年)

2. 「北海道 自然環境課ホームページ:

<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-kskky/sizenhome/sizentop.htm> (平成19年2月21日閲覧)

(5) 自然環境保全法等に基づく地域地区等の指定状況

社会的状況の調査範囲には、北海道自然環境等保護条例に基づき道が指定する記念保護樹木は表2-38、図2-30に示すとおりであり、平取町には「義経神社の栗」が指定されている。

なお、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づき国が指定した自然環境保全地域はない。

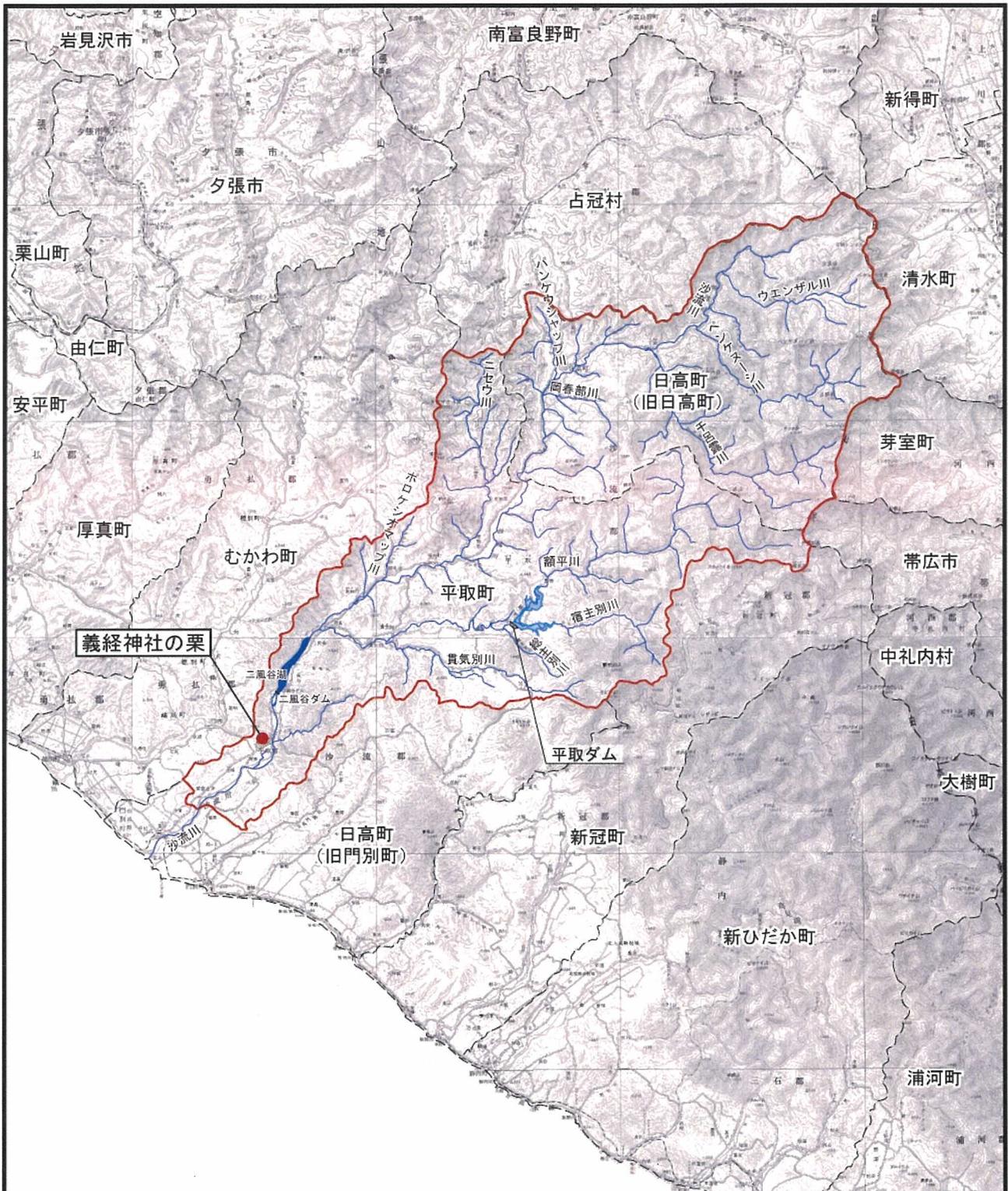
表2-38 記念保護樹木の指定状況

名称	所在地	指定年月
義経神社の栗	平取町	昭和49年3月30日

出典) 「北海道 自然環境課ホームページ:

<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-kskky/sizenhome/sizentop.htm>」(平成19年2月21日閲覧)





出典：「北海道 自然環境課ホームページ：http://www.pref.hokkaido.jp/ksaikatu/ks-kskky/sizenhome/sizentop.htm」  
 (平成18年2月23日閲覧)をもとに作成

凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界
-  記念保護樹木



Scale 1:500,000

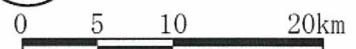


図 2-30

記念保護樹木の指定状況

- (6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく世界自然遺産登録地の指定状況  
 社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成4年条約第7号)に基づく世界自然遺産登録地の指定はない。
- (7) 都市緑地保全法に基づく地域地区の指定状況  
 社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町には、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)に基づく地域地区の指定はない。
- (8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく地域地区の指定状況  
 社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき環境庁長官が指定する生息地等保護区はない。
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の設定状況  
 社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区等の設定状況は、表2-39及び図2-31に示すとおりである。  
 北海道指定鳥獣保護区は平取町に2カ所、旧日高町に2カ所設定されている。旧日高町の2カ所は、北海道指定特別鳥獣保護区にも設定されている。  
 エゾシカ捕獲禁止区域は、平取町及び旧日高町の山岳部に設定されている。また、平取町及び旧日高町の道指定鳥獣保護区域及び国定公園を除くほぼ全域でエゾシカ可猟区域に設定されており、定められた狩猟期間<sup>1</sup>内における捕獲が認められている。  
 銃猟禁止区域はいずれの市町にも設定されていない。  
 対象事業実施区域及びその周辺の区域には、鳥獣保護区等に指定されている区域はない。

表 2-39 鳥獣保護区等の設定状況

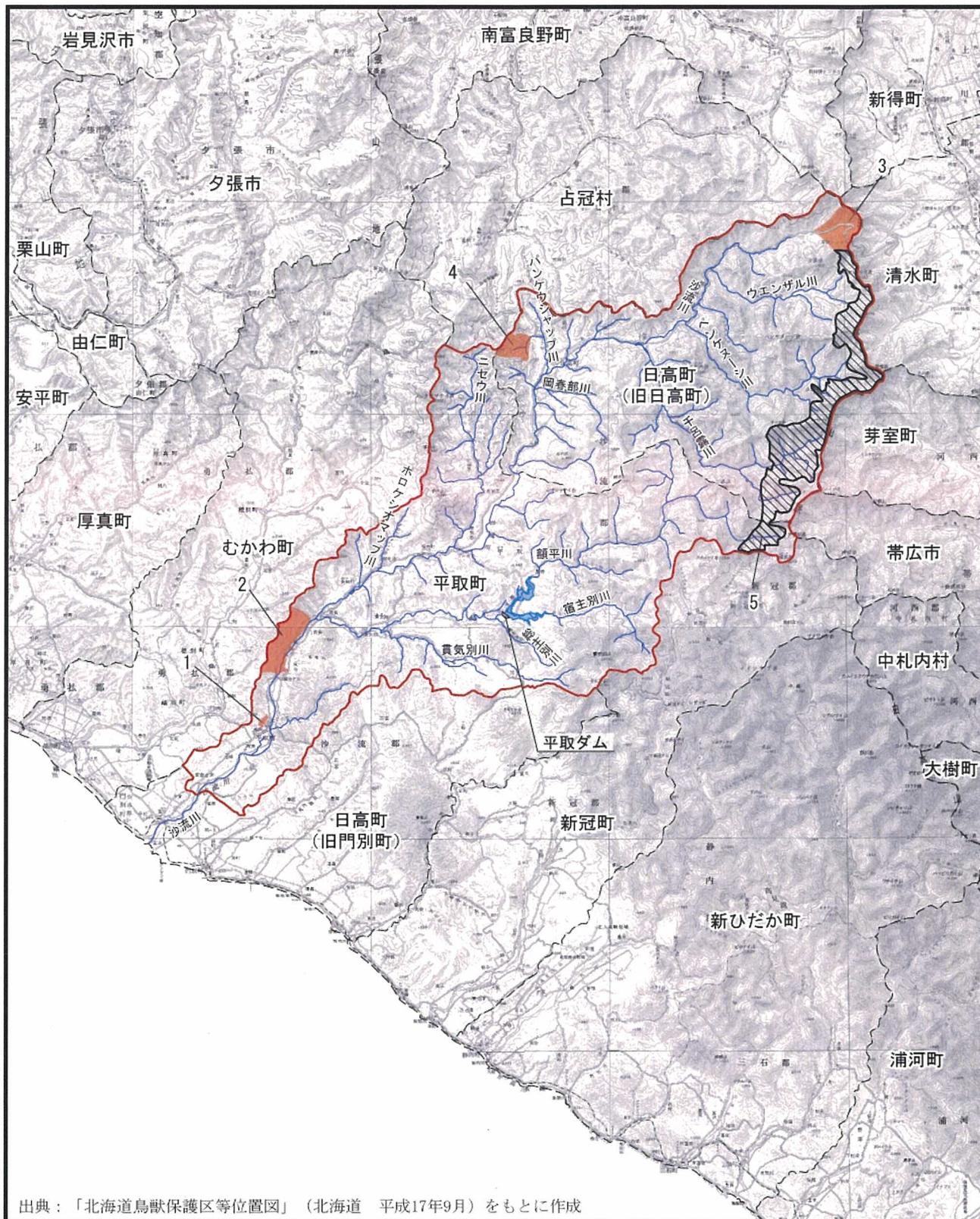
No	区分	名称	主たる所在地	期間	面積(ha)
1	北海道指定鳥獣保護区	平取	平取町	平成23年9月30日	55
2		二風谷	平取町	平成19年9月30日	1,296
3		日勝 (特別鳥獣保護区)	旧日高町	平成22年9月30日	877 (特別鳥獣保護区は35)
4		ホロカウシャップ (特別鳥獣保護区)	旧日高町	平成34年9月30日	5062 (特別鳥獣保護区は62)
5	エゾシカ捕獲禁止区域		平取町 旧日高町	—	—

注) 1. Noは図2-31の番号と対応する。

2. 鳥獣保護区等位置図は、「地図編」「別冊編」に分冊されており、鳥獣保護区については「地図編」に記載されているが、特別鳥獣保護区については「別冊編」に説明が加えられているのみであるため、図2-28には記載できない。

出典)「平成17年度 鳥獣保護区等位置図(地図編)及び(別冊編)」(北海道 平成17年9月)をもとに作成。

<sup>1</sup> 平成17年度においては、平成17年11月11日～平成18年2月28日に設定されている。



出典：「北海道鳥獣保護区等位置図」（北海道 平成17年9月）をもとに作成

凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界
-  北海道指定鳥獣保護区
-  エゾシカ捕獲禁止区域

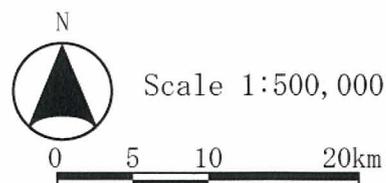


図 2-31

鳥獣保護区等の指定状況

注) 1. 特別鳥獣保護区については位置が特定できないため、記載していない。  
 2. 図中の番号は表 2-39 の No. と対応する。

(10) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地の指定状況

社会的状況の調査範囲には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和55年条約第28号)に基づく登録簿に掲載された湿地の指定はない。

(11) 文化財保護法等に基づく名勝天然記念物の指定状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における文化財保護法又は文化財保護条例に基づく天然記念物の指定状況は、表2-40及び図2-32に示すとおりである。なお、社会的状況の調査範囲において名勝の指定はない。

国指定の天然記念物としてはヒメチャマダラセセリ、エゾシマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、クマゲラ、コクガン、タンチョウ(特別天然記念物)、マガン、ヒシクイ及び沙流川源流原始林が指定されている。また、平取町の市町村天然記念物にすずらん群生地が指定されている。対象事業実施区域及びその周辺の区域には、天然記念物はない。

表2-40 天然記念物の指定状況

No.	指定区分	名称	指定年月日	所在地	
-	国天然記念物	ヒメチャマダラセセリ	昭和50年2月13日	地域定めず	
-		エゾシマフクロウ	昭和46年2月13日	地域定めず	
-		オオワシ	昭和45年1月23日	地域定めず	
-		オジロワシ	昭和45年1月23日	地域定めず	
-		クマゲラ	昭和40年5月12日	地域定めず	
-		コクガン	昭和46年5月19日	地域定めず	
-		タンチョウ(特別天然記念物)	昭和10年8月27日	地域定めず	
-		マガン	昭和46年6月28日	地域定めず	
-		ヒシクイ	昭和46年6月28日	地域定めず	
1			沙流川源流原始林	昭和45年12月4日	日高町(沙流川源流)
2		市町村天然記念物	芽生すずらん群生地	平成8年4月1日	平取町芽生

注) 1. Noは図2-32の番号と対応する。

2. 表中のNo.にある「-」は、天然記念物として指定されているが、特定の地域が定められておらず、図2-29に示せないものをさす。

出典) 1. 「北海道の文化財」(北海道新聞社 昭和53年9月)

2. 「北海道 教育委員会ホームページ: <http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/>」(平成19年2月21日閲覧)をもとに作成。



(12) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区の指定状況は、対象事業実施区域及びその周辺の区域には、風致地区に指定されている区域はない。

(13) その他

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における森林法、砂防法、鉱業法、温泉法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び地すべり等防止法に基づく地域地区の指定状況は、表2-41及び図2-33～34に示す。

表2-41 保安林、砂防指定地、鉱区禁止地域、温泉地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の指定状況

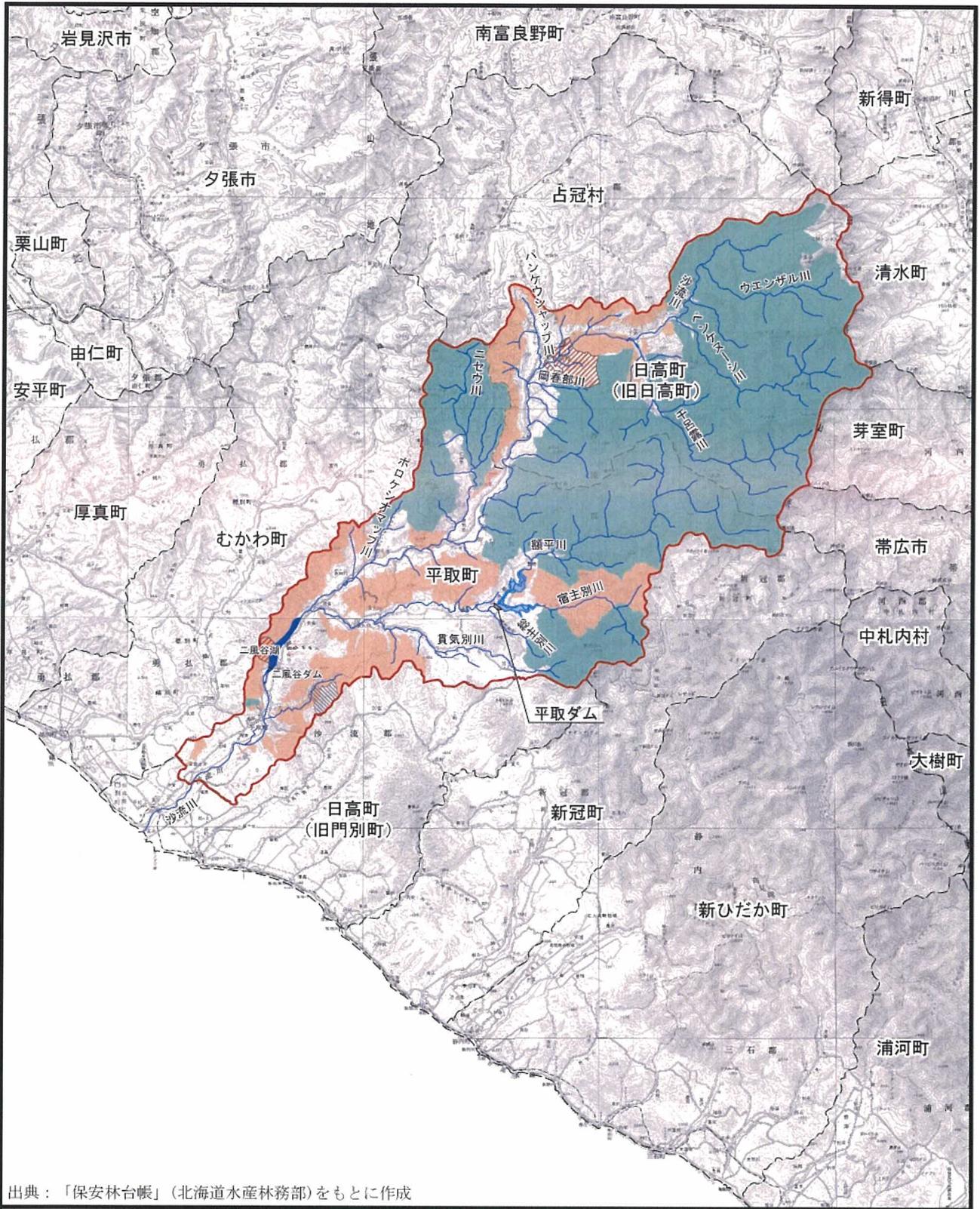
項目	根拠法令	指定状況
保安林	森林法 (昭和26年法律第249号)	社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町には、水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、干害防備林及び保健保安林が指定されている。対象事業実施区域については、その周辺に土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林が指定されている。(図2-33)
砂防指定地	砂防法 (明治30年法律第29号)	社会的状況の調査範囲にある平取町には2カ所、旧日高町には4カ所が指定されている。対象事業実施区域については、その周辺に砂防指定地の指定はない。(図2-34)
鉱区禁止地域	鉱業法 (昭和25年法律第289号)	指定地域はない。
温泉地	温泉法 (昭和23年法律第125号)	指定地域はない。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	社会的状況の調査範囲にある平取町には2カ所指定されている。対象事業実施区域については、その周辺に急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。(図2-34)
地すべり防止区域	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	社会的状況の調査範囲にある平取町には58カ所、旧日高町には25カ所指定されている。対象事業実施区域については、その周辺に地すべり防止区域の指定がされている。(図2-34)

出典) 1. 「保安林台帳」(北海道水産林務部)

2. 「砂防指定地一覧図(札幌・旭川・留萌・稚内)5万分の1」(北海道)

3. 「農地地すべり防止区域指定調査地すべり地域位地図」(北海道)

4. 「北海道砂防・地すべり・急傾斜地施設図」(北海道)  
をもとに作成。



出典：「保安林台帳」（北海道水産林務部）をもとに作成

凡 例

- |   |            |   |           |
|---|------------|---|-----------|
|  | ダム堤体       |  | 水源かん養保安林  |
|  | 貯水予定区域     |  | 土砂崩壊防備保安林 |
|  | 社会的状況の調査範囲 |  | 土砂流出防備保安林 |
|  | 市町村界       |  | 干害防備保安林   |
|   |            |   | 保健保安林     |

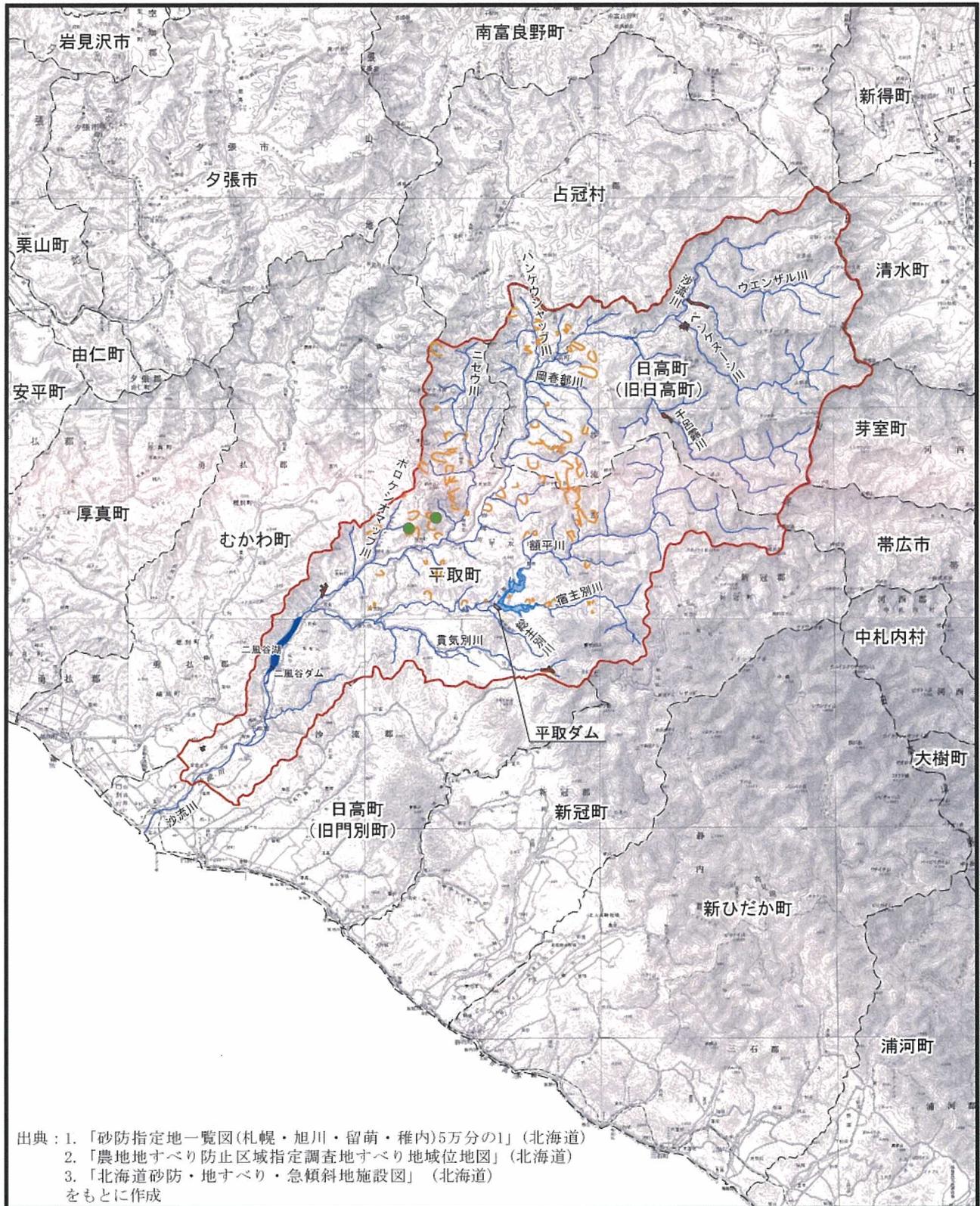


Scale 1:500,000

0 5 10 20km

図 2-33

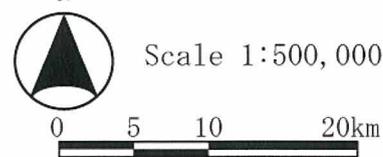
保安林の指定状況



出典：1. 「砂防指定地一覧図(札幌・旭川・留萌・稚内)5万分の1」(北海道)  
 2. 「農地地すべり防止区域指定調査地すべり地域位地図」(北海道)  
 3. 「北海道砂防・地すべり・急傾斜地施設図」(北海道)  
 をもとに作成

- 凡例
-  ダム堤体
  -  貯水予定区域
  -  社会的状況の調査範囲
  -  市町村界
  -  砂防指定地
  -  地すべり指定地及び地すべり防止区域
  -  地すべり防止区域

N



Scale 1:500,000

0 5 10 20km

図 2-34  
 砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域の状況